

たま高支第 213 号  
令和 8 年 5 月 28 日

保護者様

府立 たまがわ 高等 支援 学校  
校長 坂田 定之

## 防災気象情報の変更に伴う非常変災（台風接近等）時における措置について

日ごろは、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 8 年 5 月 29 日より新たな防災気象情報の運用が始まります。これに伴い、本校では非常変災が生じた（台風の接近などで暴風警報または特別警報が発令された）時には、下記のとおり見直しましたので、お知らせいたします。

### 記

1 午前7時現在、以下の警報が発令されている場合には、臨時休業とします。

（ラジオやテレビ等の報道に充分ご注意ください。）

- ・暴風警報
- ・特別警報（暴風、大雪、暴風雪）
- ・レベル5 特別警報（大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮）

2 本校が該当する警報発令の地域は「大阪府全域」と「東部大阪」です。

生徒の居住地に警報が出た場合も、登校させないでください。その場合は欠席にはなりません。

3 警報に至らない時や警報が解除された後でも、安全な通学に支障があると判断した時には、臨時休業または始業時刻の繰り下げ等の措置をとることがあります。なお、その際には速やかにさくら連絡網等で連絡します。あわせて、本校ホームページにも掲載いたします。

4 平常授業を実施する場合でも、状況によって安全な通学に支障があると保護者が判断される時には、無理な登校はさせないでください。なお、その旨をできるだけ早くさくら連絡網にてご連絡ください。